

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども・子育てに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市は、子ども・子育てに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桑名市長

公表日

令和5年8月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育てに関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法等の法律に基づく子ども・子育てに関する、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給等の事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・申請書や届出書に関する確認・入所要件の確認・保護者情報の確認・利用者負担額算定に必要な各種情報の照会 <p>なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。</p>
③システムの名称	子ども・子育てシステム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子ども・子育て特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一8及び94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(116の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来課
②所属長の役職名	子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
桑名市教育委員会 教育総務課	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部 子ども未来課 保育支援室 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1284

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[<input type="text"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月15日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	子ども家庭課	子ども未来課	事後	
平成29年5月15日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子ども家庭課長 岡本 光子	子ども未来課長 畑中 伸也	事後	
平成29年5月15日	6. 他の評価実施機関	桑名市教育委員会 教育総務課 学校教育課	桑名市教育委員会 教育総務課	事後	
平成29年5月15日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部 子ども家庭課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1284	保健福祉部 子ども未来課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1284	事後	
平成30年8月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部 子ども未来課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1172	保健福祉部 子ども未来局 子ども未来課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1172	事後	
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	子ども未来課長 畑中 伸也	子ども未来課長	事後	様式変更による
令和1年6月28日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部 子ども未来局 子ども未来課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1172	保健福祉部 子ども未来局 子ども未来課 保育支援室 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1284	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	リスク対策の追加	事後	様式変更による
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目	平成27年7月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和2年8月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求連絡先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和4年2月4日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合があります。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合があります。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	
令和4年2月4日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」となっているもの(116の項)	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの(116の項)	事後	
令和4年2月4日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	令和2年7月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年2月4日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	令和2年7月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年9月26日	IIしきい値判断項目1. 対象人数	令和3年12月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年9月26日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	令和3年12月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	